

令和7年第1回うきは市教育委員会定例会会議録

開催日時 令和7年1月9日（木） 18時00分～18時45分

場 所 うきは市役所 西別館 第1会議室

招 集 樋口 則之（教育長）

出席委員 平位 秀敏（職務代理者） 家永 由里子（委員）
處 愛美（委員） 古賀 公彦（委員）

事務局 岡村 順子（学校教育課長） 石井 孝幸（生涯学習課長）
物部 由紀子（指導主事） 石橋 浩二（教育総務係係長）

議 事

議案第1号 県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について

協議事項 なし

報告事項 （1）令和6年12月議会報告
① 一般質問 別紙のとおり
② 補正予算 令和6年度12月補正予算・・・可決

（2）障がいのある児童の中学校入学について（非公開）

（3）小中学校卒業式・入学式日程について（確認）
卒業式 ・小学校 3月18日（火） ・中学校 3月8日（土）
入学式 ・小学校 4月9日（水） ・中学校 4月10日（木）

（4）区域外就学について

（5）生徒指導上の諸問題に関する実態調査（令和6年11月末 月例報告）について

その他 （1）令和7年1月、2月分 主な行事予定

教育長 ただいまから、うきは市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により第1回うきは市教育委員会定例会を開会いたします。
公開・非公開に関わらず、教育委員の皆さんには地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条、第12条による守秘義務があります。
本日の議事録署名者には、家永委員を指名いたします。

教育長 諸般の報告について事務局ありますか。

事務局 ありません。

教育長 議案第1号について、事務局から説明を求めます。

議案第1号 県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について

事務局 「県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定」につきましては、県費負担教職員の職務専念義務の免除は、現在、県に準じて実施していますが、市として、その内容を明確に位置付けるため、規則として定めるものです。

第1条としまして、この規則の対象となる職員は、うきは市立小・中学校に勤務する県費負担教職員となります。

第2条としまして、職務専念義務が免除される場合として、福岡県人事委員会規則第21号の規程に準じて適用されるとしています。

また、第2項として、人事委員会規則以外でも教育委員会が適当と認める場合は職務専念義務を免除されるとしています。

附則としまして、この告示は公布の日から施行することとしています。

教育長 ご意見・ご質問はありませんか。

A委員 職務専念義務が免除される場合とは、どのような場合ですか。

事務局 管理職試験を受ける場合や人間ドッグ受診など福利厚生に関する場合が対象となります。年次有給休暇を取得する必要がありません。

教育長 他に、ご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。

全委員 賛成

教育長 報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

(1) 令和6年12月議会について、一般質問通告書・一般質問答弁書の掲載を報告。令和6年12月補正予算については、可決したことを報告。

(2) 障がいのある児童の中学校入学について報告（非公開）

(3) 小中学校卒業式・入学式日程について、確認と報告。

(4) 区域外就学については、学期途中の転居を理由に4人の区域外就学を承諾したことを報告。

(5) 生徒指導上の諸問題に関する実態調査については、令和6年11月分のいじめ、不登校兆候、不登校等の状況等について報告。

教育長

それでは、全ての審議が終了しましたので、第1回うきは市教育委員会定例会を閉会いたします。